

遠賀町人権教育・啓発基本計画

すべての人が人権を享有し、互いの人権を尊重する社会



おんがっぴー

平成 27 年 3 月

遠 賀 町

は じ め に

日本国憲法では、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない、侵すことができない永久の権利として与えられることを保障されています。

しかしながら、現状に目を向けると同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人に対する人権侵害や社会的弱者と呼ばれる人たちへの差別など、さまざまな問題が存在しています。

本町では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2010（平成 22）年 3 月に「遠賀町人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権啓発の強化に取り組んできました。

今回、計画を策定して 5 年が経過することから、2014（平成 25）年に実施した人権問題に関する本町の住民意識調査（アンケート）の結果及び社会環境の変化等を踏まえ、「遠賀町人権教育・啓発基本計画」の見直しを行いました。

今日の国際化、情報化、少子高齢化等といった急激な社会変化の中で、人権問題は多岐にわたり深刻化していく傾向が見られます。これまでの成果を検証しながら、町民一人ひとりが人権を大切にし、互いの人権を尊重する意識をさらに高めていくことが重要です。

本町においては、本基本計画に基づき、町民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、さらなる関心を高めていただき、それぞれの課題の解決に向けて、家庭・学校・地域・人権推進団体等との連携及び協力をより一層深めて、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していく所存です。

本基本計画の策定に際し、アンケート調査等にご協力いただいた町民の皆様並びに関係各位に深く感謝し、心よりお礼申し上げます。

平成 2 7 年 3 月

遠賀町長 原 田 正 武

目 次

第1章 基本計画策定の趣旨	1
1. 背景.....	1
2. 趣旨.....	6
3. 「遠賀町人権意識調査」からの課題整理	7
第2章 基本計画の目標と基本的な考え方.....	10
1. 基本計画の目標	10
2. 人権教育・啓発の基本的な考え方.....	10
第3章 基本計画の総合的な推進.....	13
1. 人権教育・啓発の推進.....	13
第4章 さまざまな人権課題に対する教育・啓発の施策	17
1. 同和問題	17
2. 女性に関する問題	20
3. 子どもに関する問題.....	24
4. 高齢者に関する問題.....	27
5. 障がい者に関する問題.....	30
6. 外国人に関する問題.....	34
7. HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題	36
8. インターネットによる人権侵害.....	38
9. 犯罪被害者等に関する問題	39
10. 東日本大震災に起因する人権問題.....	40
11. その他の人権問題	41
第5章 基本計画の推進に向けて	43
1. 推進体制の整備	43
2. 計画の進行管理・評価改善	43
資料編.....	45
人権関係年表	46
世界人権宣言	54
日本国憲法（抄）	58
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	62

1. 背景

(1) 世界の潮流

国際連合は 1948（昭和 23）年に「世界人権宣言」を採択し、その第 1 条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と表明しました。

この意義は大きく、その後、宣言の理念の実現をめざし、1965（昭和 40）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、1966（昭和 41）年「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約）」を採択しました。

さらに、1979（昭和 54）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、1989（平成元）年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの採択や、1968（昭和 43）年「国際人権年」をはじめとするさまざまな国際年の設定を通して、具現化が進められてきました。

しかしながら、人種・民族・宗教等の対立に起因する度重なる地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われるなど、人権が侵害される状況は抑制されませんでした。

こうしたことから、1993（平成 5）年ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。

翌 1994（平成 6）年の国連総会は、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、すべての人々が生存・自由・幸福を追求する権利として、人権が尊重される行動をごく自然にできる社会、お互いの違いを認め合いともに生きることのできる社会の実現を目指した取り組みを進めてきました。

2008（平成 20）年には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が発効しています。また、2010（平成 22）年には、国連総会で「ハンセン病差別撤廃決議」が可決されました。

さらに、近年、環境問題も新たな人権問題として捉える動きも活発化してきています。

（２）我が国の取り組み

我が国では、1947（昭和 22）年にすべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法が施行され、以後世界的な人権尊重の流れの中で国際人権規約をはじめとする人権関係条約に批准・加入し、人権尊重の社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めてきました。

具体的には、「国際婦人の 10 年国内行動計画」「障害者対策に関する長期計画」「高齢者保健福祉推進 10 カ年戦略」などの計画を策定し、以降、国内外の情勢に即してそれらの計画の見直しをはじめ、国際社会と協調しつつ、女性・子ども・高齢者等に関わる人権施策が図られてきました。

さらに、「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受けて、1995（平成 7）年にその推進本部を設置し、1997（平成 9）年には「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定しました。「国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実現を通じて、人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する。」との国の基本姿勢を示しました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題の解決のため、1965（昭和 40）年の同和对策審議会答申を受け、1969（昭和 44）年に「同和对策事業特別措置法」を施行し、以降数次にわたる法制定を経て 33 年間にわたり特別対策を実施してきました。

国の附属機関である地域改善対策協議会は、1996（平成 8）年に行った意見具申において、「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の^{すうよう}枢要な責務というべきである。」と述べました。

その上で、今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとししました。その具体的な方策を検討するために、1997（平成 9）年「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。その中で、今後の人権施策は「人権教育・啓発の推進」と「人権侵害救済措置」とを両輪とし機能していくとの見解が示されました。

これを受け 2000（平成 12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、必要な措置を講ずることを目的として定められています。これに基づき、2002（平成 14）年に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。しかしながら、両輪のひとつとされた人権侵害救済に関しては、現在までのところ法制化に至っていません。

その後も、人権に係る諸法律が制定されています。中でも、2000（平成 12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、さらに、2001（平成 13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が、2006（平成 18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

2011（平成 23）年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。その中で、放射線被ばくに関する風評被害による人権侵害などを派生しています。

2011（平成 23）年に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。同年「障害者基本法」の一部が改正され、障害者差別の禁止が法律（第 4 条）に加えられました。

また、2013（平成 25）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、同年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。さらに、2014（平成 26）年に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

（３）福岡県の取り組み

福岡県では、1998（平成 10）年には、県の実情にあった人権教育・啓発を推進するために、各個別の計画の核となる「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定しました。

また、この「県行動計画」と「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受けて、2003（平成 15）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を示しました。

人権教育・啓発施策を具体的に推進するために、2004（平成 16）年度から毎年度「福岡県人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画」を策定し、あらゆる場を通してさまざまな取り組みが進められています。

学校教育の分野では、人権教育副読本『かがやき』を活用した取り組みなどを体系化した「福岡県人権教育推進プラン～学校教育における人権教育～」を 2009（平成 21）年に策定し、実践を積み重ねています。さらに、副読本『あおぞら』を 2011（平成 23）年に作成し、人権教育の充実を図っています。

（４）遠賀町の取り組み

遠賀町では、目指すまちの将来像を「笑顔と自然あふれる いきいき“おんが”～みんなで育む絆のまち～」とし、計画期間を 2012（平成 24）年度～2021（平成 33）年度の 10 年間とする「第 5 次遠賀町総合計画前期基本計画」（以下、「総合計画」という）を策定しました。「総合計画」が目指すまちの将来像を実現するための施策のひとつとして「人権啓発の強化」に取り組んでいるところです。

これまで、本町では、1965（昭和 40）年の国の同和対策審議会答申を踏まえた取り組みを進めるとともに、1977（昭和 52）年には遠賀町同和対策審議会が設置され、1979（昭和 54）年に同和問題に関する町民意識調査、1981（昭和 56）年に明るく住みよい遠賀町づくりのためのアンケート調査と二度の意識調査を実施し、1982（昭和 57）年に答申が出されました。

この答申をはじめ、後年に続く国の人権に関する提言や施策に沿って、人権教育・啓発の方向性を模索しながら、人権啓発映画や講演会、地区懇談会、町職員への人権研修などを実施してきました。

特に、1985（昭和 60）年には法務省から人権モデル地区の指定を受け、年間を通して座談会 25 回、地区懇談会 7 地区、講演会 13 回を行うなどの取り組みを行いました。これは、その後の町の人権教育・啓発への礎となりました。

また、1977（昭和 52）年には、行政をはじめ町内の学校、企業や各種団体に構成する遠賀町同和教育研究協議会を発足させ、同和問題の解決に向けた全町民一体の活動を始めました。同協議会は、1988（昭和 63）年に、行政と民間を中心とした遠賀町同和教育推進協議会（現：遠賀町人権・同和教育推進協議会）と教育関係者を中心とした遠賀町学校同和教育研究協議会（現：遠賀町学校人権教育研究協議会）に再編し、国・県の動きに歩調を合わせながら関係諸団体との連携を図り、人権・同和問題の解決に向け、教育・啓発に関する提言や啓発冊子の発行、人権・同和教育の実践及び検証などさまざまな取り組みを進めてきました。

1996（平成 8）年の「地域改善対策協議会意見具申」を機に“偏見や固定観念が差別の根底にある”ということを踏まえ同和問題だけでなく、女性問題、子どもの人権問題などの講演等にも積極的に取り組んできました。また、高齢者を対象とした「寿大学」では、人権講座をカリキュラムに入れるなどさまざまな機会を通じての人権啓発に努めてきました。2000（平成 12）年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定は、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とそれまでの手法への評価を踏まえ、あらゆる人権についての教育・啓発を進めていくことの契機となりました。現在は、この考えのもと、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めています。

心理的な差別解消に向けた講演会等の教育・啓発だけでなく、女性・子ども・障がい者・高齢者などに関わる課題を解決するための総合的な施策を示す町の方針として、2009（平成 21）年度に「男女共同参画社会推進計画（第 2 次）」、2010（平成 22）年度に「遠賀町次世代育成支援行動計画」の策定、2012（平成 24）年度に「遠賀町高齢者保健福祉計画」、2013（平成 25）年度に「遠賀町障害者計画」等を見直し、関係者の協力のもと、それぞれの課題解決に向けた施策の展開を図っています。

※ 障がいの者の表記について

「障がい」という表記の問題についてはさまざまな意見がありますが、「害」という漢字に否定的なイメージがあるため、この基本計画では「障がいの者」と表記しています。しかし、固有名詞や出典、条文など特別な場合はそのまま「障害」と引用しています。文章中、表記が混在し読みづらい箇所もありますがご理解をお願いします。

2. 趣旨

(1) 基本計画の趣旨

これまで人権課題の解決のために、偏見・差別のない、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、さまざまな人権教育や啓発を実施してきました。しかしながら、今日に至っても同和問題、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人などに対する人権侵害や社会的弱者と呼ばれる人たちへの差別が存在しています。

また、近年の社会情勢の急激な変化や国際化、高齢化、情報化などを背景として、インターネットや犯罪被害者など新たな人権問題も発生しています。このような課題や価値観が多様化する社会においては、一層効果的な取り組みが求められるとともに、住民ニーズや地域の実情に即した施策の展開が必要とされています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。今回、遠賀町の実情を把握するために2013（平成25）年度に遠賀町人権意識調査（以下、「今回調査」という。）を実施しました。この意識調査を基に、遠賀町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な考え方や方向性を示したものが本基本計画です。

(2) 計画期間

本基本計画は、2015（平成27）年度から2024（平成36）年度までを計画期間とし、実施の内容については国内外の状況や動向に応じて見直しを行うものとします。

3. 「遠賀町人権意識調査」からの課題整理

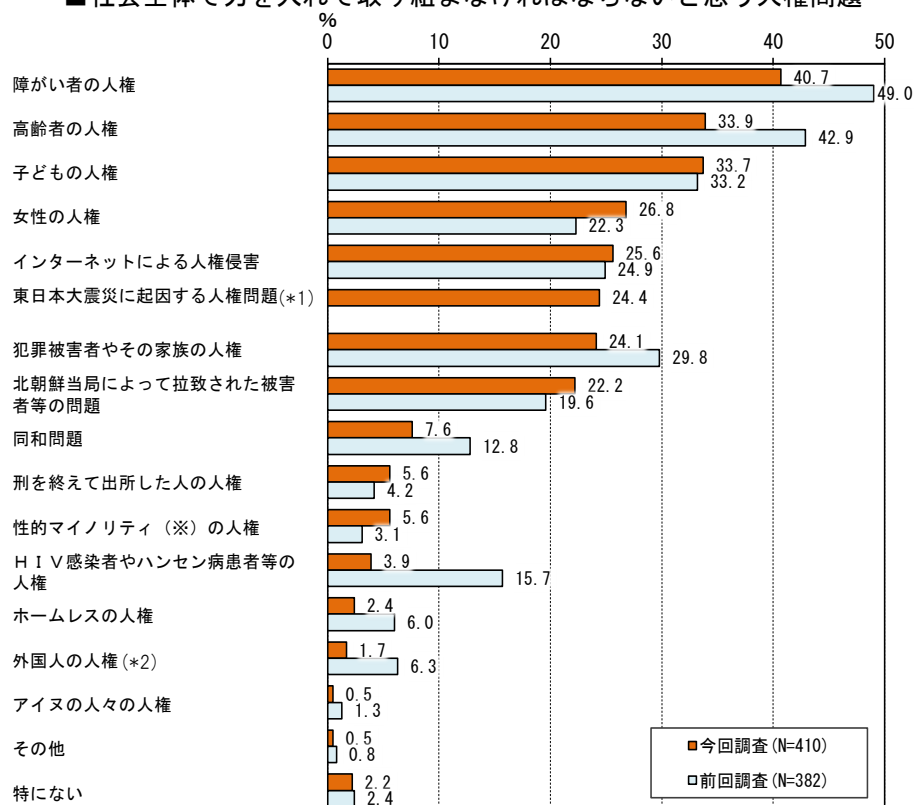
(1) 取り組むべき人権問題

取り組むべき人権問題については、下図に示すとおり「障がい者の人権」が40.7%で最も多く、次いで「高齢者の人権（33.9%）」、「子どもの人権（33.7%）」、「女性の人権（26.8%）」の順となっています。また、福岡県が実施した「人権問題に関する県民意識調査」（平成24年3月福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課、以下、「県の意識調査」という）によると、どのような人権問題に関心があるかを聞いた結果は、「障がい者に関する問題」が51.2%で最も多く、「高齢者の人権」や「子どもの人権」「女性の人権」「同和問題」「インターネット等による人権侵害に関する問題」の順となっています。

このことから、取り組むべき人権問題に関する本町の住民意識は、県民意識と大きな相違がないことがわかります。

平成19年に実施した調査結果（以下、「前回調査」という）と比較すると、「女性の人権」（今回調査26.8%、前回調査22.3%）や「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の問題」（今回調査22.2%、前回調査19.6%）などが前回調査よりも高くなっています。その他は前回調査よりも低く、特に「HIV感染者やハンセン病患者等の人権」（今回調査3.9%、前回調査15.7%）は10ポイント以上低くなっていることから、これらの人権問題に関する意識を低下させない取り組みが必要となっています。

■社会全体で力を入れて取り組まなければならないと思う人権問題



*1「外国人の人権」は前回「在日外国人の人権」と表記

*2「東日本大震災に起因する人権問題」は今回のみの項目

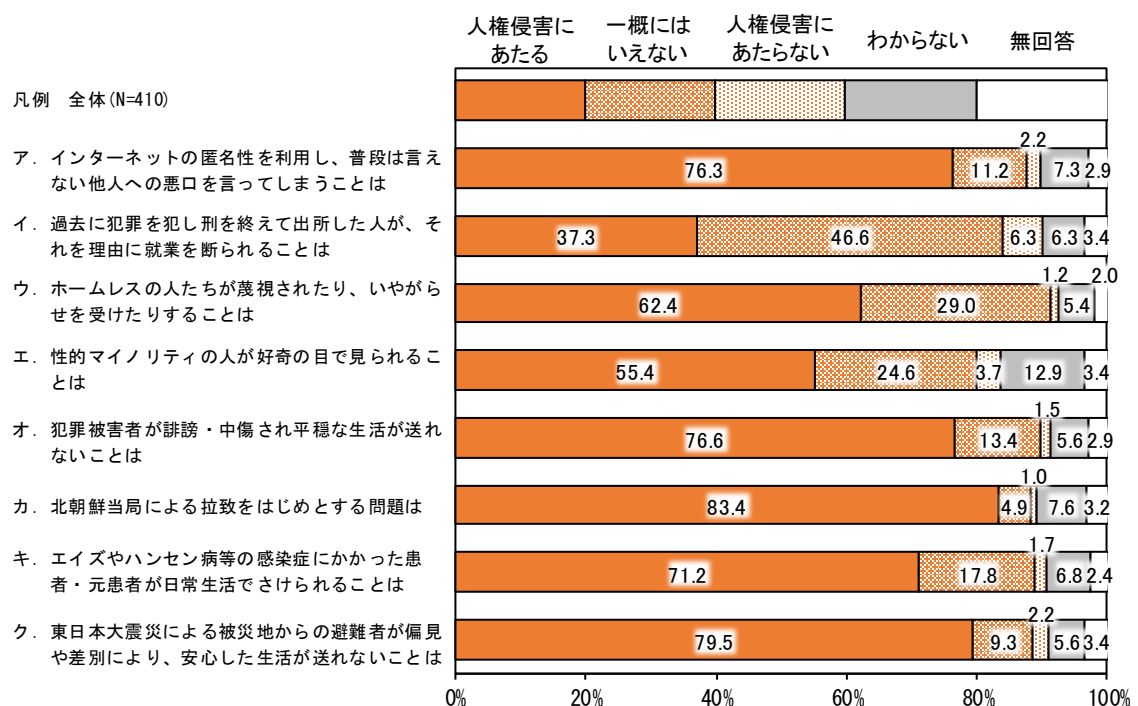
資料：2013（平成25）年 遠賀町人権意識調査

(2) さまざまな人権問題に関する意識

本調査の下記の設問について、人権侵害と捉える割合が最も多かったのは「北朝鮮当局による拉致をはじめとする問題」の83.4%、次いで「東日本大震災による被災地からの避難者が偏見や差別により、安心した生活が送れないこと(79.5%)」、「犯罪被害者が誹謗・中傷され平穏な生活が送れないこと(76.6%)」、「インターネットの匿名性を利用し、普段は言えない他人への悪口を言うてしまうこと(76.3%)」、「エイズやハンセン病等の感染症にかかった患者・元患者が日常生活でさげられること(71.2%)」と続いています。これらは、いずれも人権侵害にあたると回答する割合は全体の7割を超えており、この意識を維持・高揚させる必要があります。

また、「過去に犯罪を犯し刑を終えて出所した人が、それを理由に就職を断られる(37.3%)」、「性的マイノリティの人が好奇の目で見られること(55.4%)」、「ホームレスの人たちが蔑視されたり、いやがらせを受けたりすること(62.4%)」を人権侵害と捉える割合が他の課題に比べて低くなっています。今後、これらの人権課題については、啓発や情報提供等を強化していく必要があります。

■人権侵害についての考え（全体）



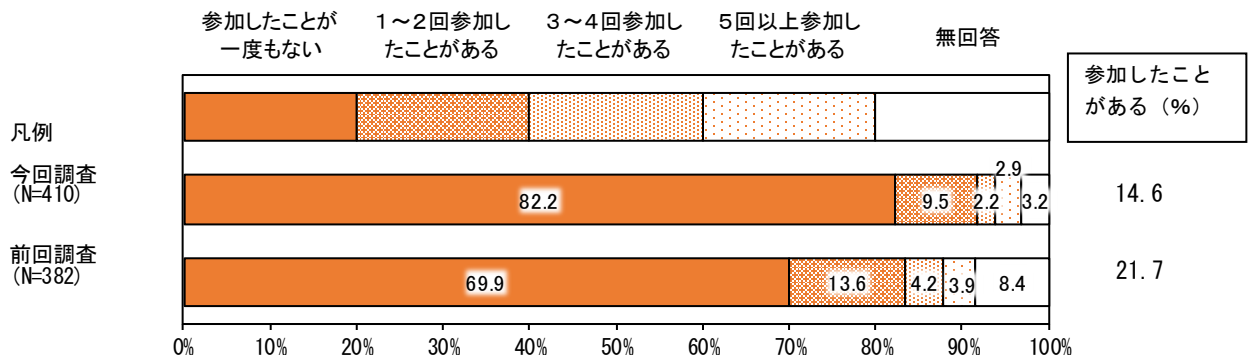
資料：2013（平成25）年 遠賀町人権意識調査

(3) 人権教育・啓発について

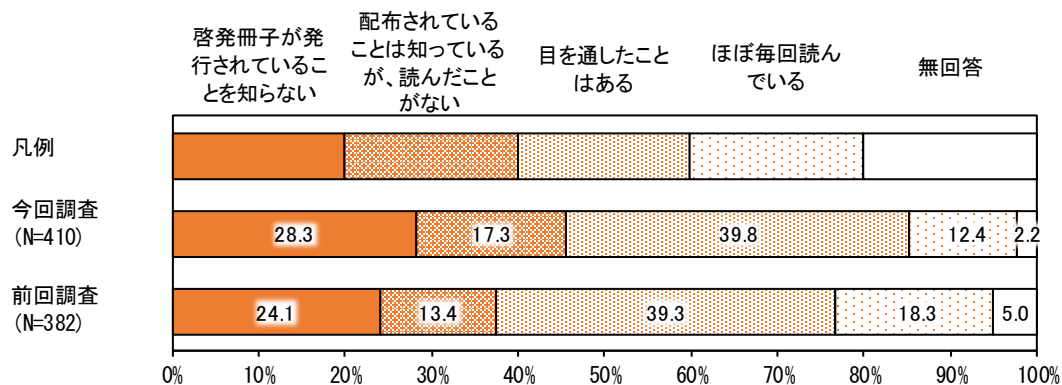
町が主催する人権講演会への参加経験については、下図に示すとおり「参加したことが一度もない」が82.2%と8割を超えており、『参加したことがある』町民は14.6%と1割程度となっています。前回調査と比較すると、『参加したことがある』町民の割合は前回調査（21.7%）よりも低くなり、「参加したことが一度もない」は前回調査（69.9%）よりも高くなっており、人権講演会に対する関心の低下が懸念されます。

また、本調査から人権啓発冊子への関心度によって、人権講演会への参加傾向に差がみられることから、冊子媒体を中心とした人権問題の認知・啓発活動の推進は、町民の人権に対する意識高揚につながる活動といえます。しかし、人権啓発冊子への関心度は「目を通したことはある」が39.8%で最も多くなっているものの、「ほぼ毎回読んでいる」人は12.4%で前回調査（18.3%）よりも低くなっています。一方、「啓発冊子が発行されていることを知らない（28.3%）」、「配布されていることが、読んだことがない（17.3%）」の割合は前回調査よりも高くなっており、人権啓発冊子への関心の低下も懸念されます。人権啓発冊子等への関心を高めるための、内容の工夫等が求められています。

■遠賀町が主催する人権講演会への参加経験



■遠賀町の人権啓発冊子への関心度



資料：2013（平成25）年 遠賀町人権意識調査

第2章

基本計画の目標と基本的な考え方

1. 基本計画の目標

新たな人権課題も含め、さまざまな人権問題について住民の意識を高め、理解を深め、住民相互の人権を尊重し合える社会の構築を目指して、この基本計画の目標を次のように掲げます。

【基本計画の目標】

すべての人が人権を享有し、
互いの人権を尊重する社会を構築する

2. 人権教育・啓発の基本的な考え方

この基本計画の目標を達成するために、一人ひとりが、「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」等について正しい認識を持つことが必要だと考えます。

人権についての定義は、2002（平成14）年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」とされています。

さらに、「すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、『人権の共存』が国民相互の間において共に尊重されることが必要です。そして、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。」とされており、これらを再認識する必要があります。

一方で、「人権を強調しすぎるがゆえに人々が自分さえよければいいという考えになってしまう」行き過ぎた人権意識もあることに留意する必要があります。

また、人権教育・啓発を行っていくうえで注意しなくてはならないことは、「自分は差別していない」「関わり合いがない」「興味がない」という意識です。いかに自分自身の問

題として関心を持ってもらうかという視点で考える必要があります。

行政が行う施策については、中立性はもちろん、住民の自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要があります。

つまり、人権は「基本的に人間は自由である」ということから出発するものであって、人権教育・啓発活動を行う場合にも、それが住民に対する強制となっては本末転倒であり、住民の理解を得ることはできません。

そこで、住民の間に人権問題や人権教育・啓発のあり方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められます。そのために「アクティブリスニング※¹（積極的傾聴）」と「アサーション※²（非攻撃的表現）」を重要な点として取り入れます。

人権教育は、人権に対する知的理解と人権感覚の涵養※³を基盤として、意識、態度、実践的行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。このため、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること、またそれが具体的な態度や行動に現れることが求められます。

※1 アクティブリスニング

相手の言っていることを受容的に聴くこと。相手の話を批判するのでも賛成するのでもなくあるがままに受け止める態度。

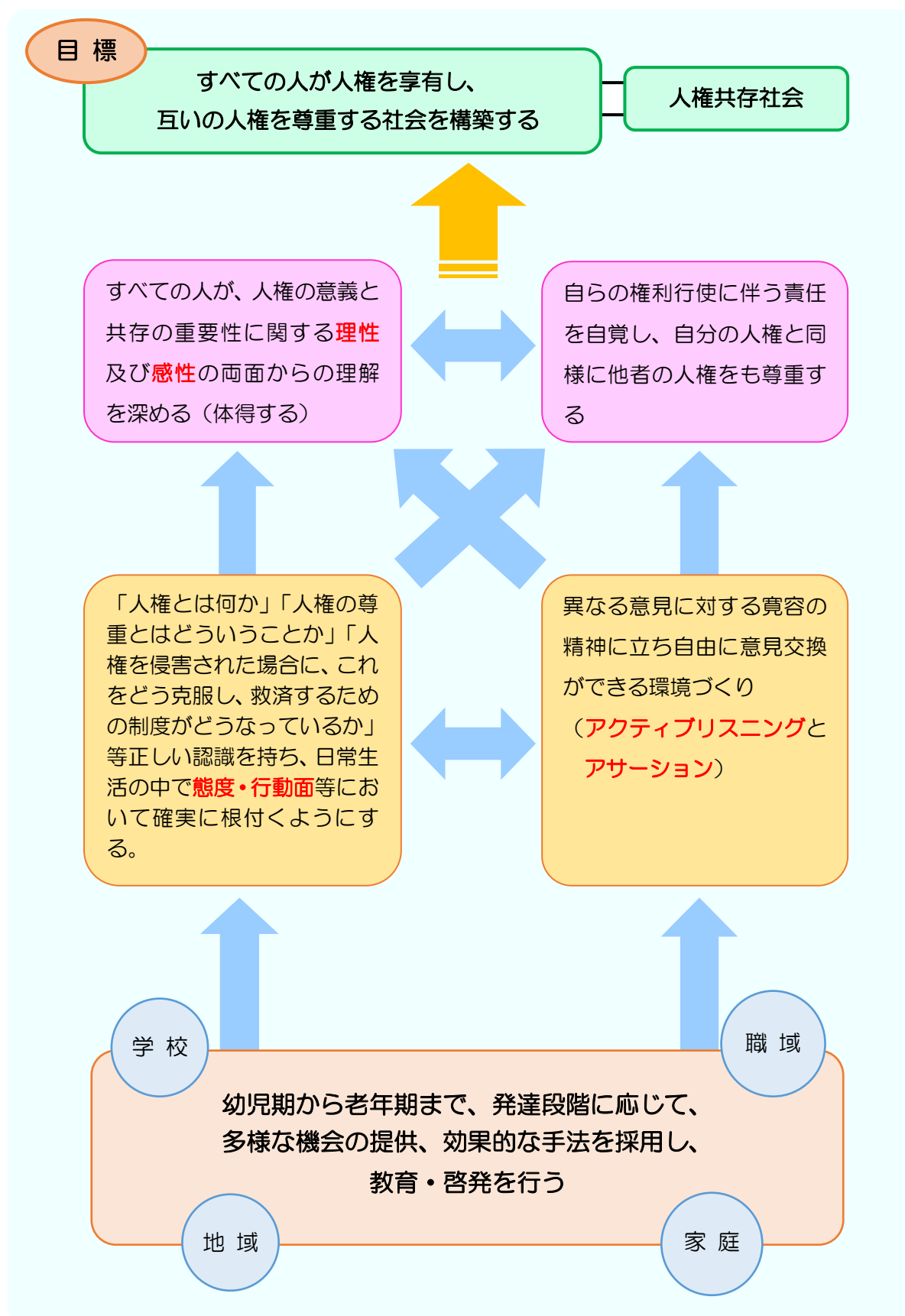
※2 アサーション

相手の人権を尊重した上で、自分の意見や気持ちをその場に適切な言い方で自己表現したり、コミュニケーションしたりすること。

※3 涵養

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

■ 遠賀町人権教育・啓発基本計画の目標及び人権教育・啓発の基本的な考え方



第3章

基本計画の総合的な推進

前基本計画の実施にあたっては、町人権・同和教育推進協議会及び町の職員で構成するワーキングチームが中心となり、計画の進捗管理を行っています。

また、「人権の花ひまわり」運動を小学校の輪番で実施し、中学校では「人権作文」に取り組むなど、小・中学校と連携した取り組みを進めています。

さらに、町学校人権教育研究協議会では小・中学校、保育所、幼稚園が連携して研修会の企画・運営を行い、全教職員が参加して人権意識の向上に努めています。

このような取り組みを踏まえて、本基本計画は前基本計画での取り組みをさらに発展・継続させ、新たな施策の推進を図るものとします。

1. 人権教育・啓発の推進

(1) 保育所・幼稚園等における人権教育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。この時期に人権尊重の精神を芽生えさせることが重要であることを踏まえ、各々の家庭、地域環境、生活条件等の状況、その背景や乳幼児の発達段階を十分に理解し、調和のとれた人として発達の基礎を築くことができるよう支援します。

1) 教職員（教諭・保育士）研修の充実

各種人権問題や同和教育の研修会や学習会等への積極的な参加を呼びかけるなど、職務に応じた幅広い人権研修の機会と確保に努め、職員の資質の向上を図ります。

2) 人権教育・保育教材とカリキュラムの充実

効果的で実態に即した人権教育・保育教材やカリキュラムの充実のための支援に努めます。

3) 家庭、地域等との連携

家庭、地域、小・中学校、各関係機関・団体との連携をさらに強め、就学前からの一貫した人権教育に努めます。

(2) 学校教育における人権教育の推進

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、知的理解だけでなく、態度や行動にまで現れるようにするために、一人ひとりを大切にしたい教育を推進します。

そのために、児童生徒の発達段階に即して、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、学校教育活動全体を通してさまざまな人権問題について理解を促すよう取り組みます。保育所、幼稚園、小・中学校の連携のもと、総合的・効果的な教育活動を推進します。

1) 教職員研修の充実

教職員の人権尊重の理念に対する認識と人権感覚を高めるために、全教職員が一体となった効果的な教職員研修の充実に努めます。

2) 校内推進体制の確立

すべての教育活動を通して、人権教育の目標を実現していくために、校長を中心とする人権教育推進のための校内推進体制の確立を図ります。

3) 人権教育教材の充実と優れた実践事例の収集と提供

発達段階や実態に即した学習教材の情報収集や選定、教材化への取り組みを進めます。

4) 人権を尊重した教育活動の展開

- ① 人権尊重の精神を育成していくためには、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨を踏まえて、一人ひとりの人権を尊重した教育活動を推進します。
- ② 自他の人権を大切にするための知識や態度、実践力を育成するという観点から、規範意識を培うとともに、子どもの抱える問題を解決し、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを推進します。

5) 家庭、地域等との連携

- ① 社会性や豊かな人間性を育むための自然体験、社会体験、ボランティア活動、文化・芸術体験等の活動を推進します。
- ② 地域の人材や公民館、図書館等の社会教育施設などの諸施設の利用及び地域の伝統的文化や行事等の積極的な活用が図られるよう、家庭・地域、各関係機関・団体と連携した創意工夫ある学校づくりを推進します。

(3) 家庭や地域における人権教育・啓発の推進

家庭や身近な地域における人間関係の中で育まれる人権意識は、人権教育や啓発に大きな影響を与えていることから、家庭や地域における人権教育・啓発は重要な教育課題とも言えます。特に家庭教育は、乳幼児期の豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断などの人間形成の基礎を育む重要な役割を果たしています。各々の家庭の日常生活のあらゆる場面において、調和のとれた心を体得させることが必要です。

地域における人権学習が、自主的な活動に根付いていくようあらゆる機会を通して、各関係機関・団体や人権擁護委員等と連携しながら教育・啓発を進めていきます。

1) 家庭教育に対する支援

親子ともに人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会の提供や情報の提供を図ります。

2) 地域等における啓発活動の充実

- ① 地域での自発的・自立的な啓発活動ができるような地域人材の育成と活用を図ります。
- ② 住民相互が意見交換できる参加型の学習の機会を設けるなど、啓発・学習の手法の工夫を検討します。

(4) 行政における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発に関する施策を推進するにあたって、施策の実施主体となる町職員が正しく人権尊重の理念を理解し、行動できることが不可欠です。

1) 町職員等の研修の充実

- ① すべての町職員に対し、計画的に人権研修を実施するとともに、日常業務に即した人権研修を実施します。
- ② 出前講座など地域での学習会に対応できるよう町職員等の資質向上に努めます。

2) 人権に関する啓発、各種広報等の充実

① 人権講演会開催の周知・内容の充実

遠賀町では年に2回人権講演会を開催しています。今回調査では、82.2%の住民が人権講演会に一度も参加していないことがわかりました。

その原因の一つとして「講演会が開催されていることを知らない」が37.1%と最も多くなっています。

講演会が開催されていることを知らせ、どのように参加につなげていくかが課題となっています。講演会開催日時等の周知方法を工夫し、内容の充実と参加促進を図ります。

② 各関係機関・団体等との連携

これまでもさまざまな団体が、独自の講座を実施するなどの取り組みを行っています。町の人権講演会を団体の活動に生かし発展させるために、これらの団体相互の連携を図りネットワークを構築する取り組みを行います。

また、遠賀町人権・同和教育推進協議会や人権擁護委員、さまざまな団体等との協力を図りながら、地域における各種機関・団体等での人権教育・啓発の取り組みが推進されるよう、出前講座や講師の紹介、情報・学習機材の提供等により支援に努めます。

③ 各種広報紙等の充実

「広報おんが」や啓発冊子「みんなのねがい」、ホームページで情報提供・啓発等を行っています。広報等による情報提供は重要であり、多くの住民に伝達できるよう内容の充実に努めます。

(5) 企業における啓発の推進

出前講座や講師の紹介、啓発資料の提供等を通して企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

第4章

さまざまな人権課題に対する 教育・啓発の施策

1. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題はわが国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です。

国は、1965（昭和 40）年の同和対策審議会答申を受けて、1969（昭和 44）年に同和対策事業特別措置法を施行し、以後二度にわたり制定された特別措置法に基づき 33 年間、同和問題の解決に向けて関係施策を推進してきました。

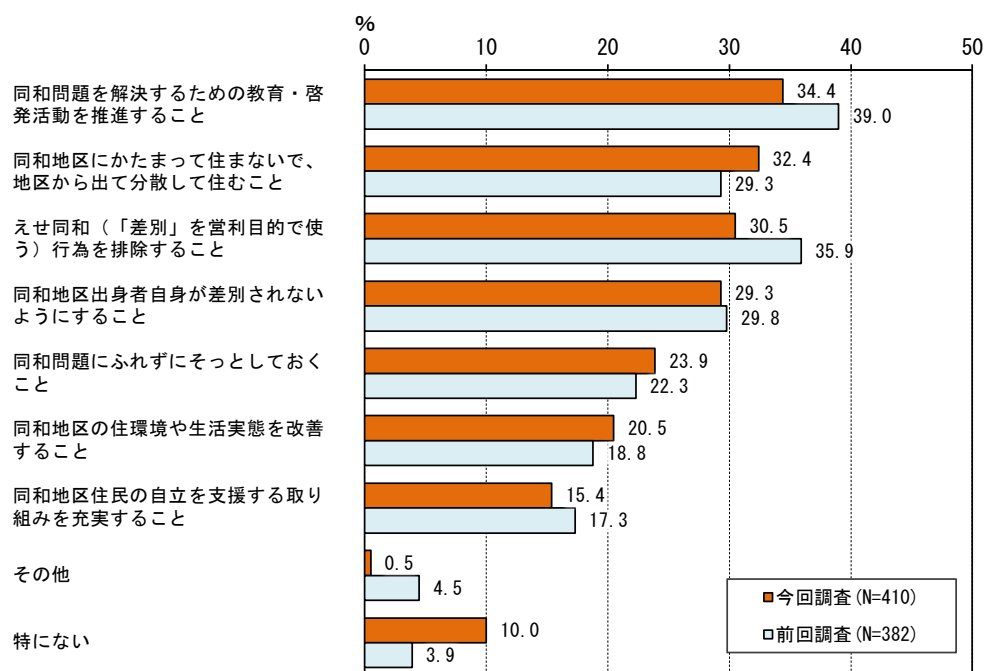
福岡県では同和問題の解決を重要な課題と位置づけ、国・県・市町村が一体となって、特別措置法に基づく特別対策のほか、総合的な同和対策の推進に努めてきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な面での格差は、ほぼ解消したといえます。一方、人々の心理面での差別意識の解消に向けた取り組みとして教育及び啓発を推進してきましたが、差別事象は後を絶たず、最近では、全国的にみてもインターネット上での悪質な差別事象も発生するなど、差別意識の解消には至っていません。

本町では、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、人権教育を実施してきました。人権講演会の開催や街頭啓発、人権啓発冊子の全戸配布、また、役場ロビーに人権啓発専用掲示板を設置、中央公民館で「世界人権宣言」パネルを展示し人権に関する啓発を行ってきました。さらに、人権擁護委員が町内事業所を訪問し、えせ同和行為排除の啓発活動等を行っています。

これらの成果を検証すべく今回調査結果では、同和問題を知った時期については、「小学生の時に知った」が最も多く、次いで「中学生の時に知った」の順となっています。同和問題を知ったきっかけとしては、「学校の授業で習った」が 31.4%で最も多く、特に 49 歳以下は6割を超えており、学校教育における長年の同和教育が効果をあげていることがわかります。さらに、同和問題について、より認知度を高めるためには学校教育以外の場所での教育・啓発を進めていく必要があります。

調査結果のひとつとして、「同和問題の解決のために必要なことは何だと思いますか」という設問に対し、「同和地区にかたまって住まないで、地区から出て分散して住むこと」が 32.4%、「同和地区出身者自身が差別されないようにする」が 29.3%あり、同和地区出身者自身の問題であるかのような認識を持つ人も3割程度みられることから、今後も同和問題の啓発を続ける必要があると言えます。さらに、啓発の方法等の見直しを図りながら、行政全体の問題として取り組む必要があります。

■ 同和問題の解決を図るために必要なこと



資料：2013（平成 25）年 遠賀町人権意識調査

（２）施策の基本方向

１）学校教育

- ① 各種副読本等を有効活用し、就学前、小・中学校等の連携の下、全教科・全領域における計画的・効果的な教育活動を推進します。
- ② 教職員の同和問題に対する正しい知識を培う研修の充実と指導法の工夫改善を図り、子どもたちへの効果的な指導が行えるよう指導力の向上に努めます。

２）社会教育

- ① 家庭教育の重要性を認識し、乳幼児期における正しい人権意識形成のための保護者等に対する学習機会や情報の提供を行います。
- ② 知識の習得のみならず、感性や態度・行動に現れるように体験活動を重視した効果的な学習を進めます。
- ③ 子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象にした各種事業、研修会など学習機会の提供を行います。

３）啓発活動の推進

- ① 住民に対する啓発活動の充実

福岡県同和問題啓発強調月間（７月）や人権週間（１２月４日～１０日）を中心に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、心理面での差別意識が解消されるよう啓発を行います。

② 地域等における啓発活動の充実

地域に根ざしたきめ細かな啓発活動に対応できるよう関係職員の資質向上に努めます。

③ 事業所等における啓発の推進

ア. 事業者や事業者団体、自営業者等に対する啓発を推進します。

イ. 啓発資料の提供等を通して企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

④ えせ同和行為の排除

ア. 同和問題解決の阻害要因になっているえせ同和行為に適切に対処するため、同和問題について正しい理解を深める啓発に努めます。

イ. 関係機関との連携強化を図り、えせ同和行為排除に向けた啓発活動を推進します。

2. 女性に関する問題

(1) 現状と課題

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、国連が1975（昭和50）年に「国際婦人年」と定めたことに始まりました。さらに国連は1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、1993（平成5）年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択しました。

特に、1995（平成7）年の第4回世界女性会議（北京会議）において、「女性問題は人権問題である」と明確に認識され、現在の男女共同参画社会形成に向けた動きにつながっていきました。

国内においては、1972（昭和47）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法^{*}）」が施行され、1985（昭和60）年に「女子差別撤廃条約」を批准しています。この法律を受け、1987年（昭和62）年には、「新国内行動計画」が、1996（平成8）年には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律に基づき2000（平成12）年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、2001（平成13）年には男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局が設置されるなどの推進体制が強化され、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的・計画的に進めてきました。

さらに、個別の課題に対応するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されるなど法律や制度の整備が図られています。

しかし、女性に対する暴力や性別による固定的役割分担意識及び雇用や賃金面における男女格差などは、依然として存在しており、多くの課題が残っています。

本町では、男女の違いを認めつつお互いを尊重し、男女とも自立し、かつ支えあう男女共同参画社会づくりを進めていくため、2004（平成16）年に「遠賀町男女共同参画社会推進計画」を策定し、2009（平成21）年に見直しを行いました。さらに、2013（平成25）年4月には「遠賀町男女共同参画推進条例」を施行しました。

また、遠賀町男女共同参画社会推進計画等に基づき、「わんぱく教室」「プレパパママ教室」による男性向けの子育て講座や男女共同参画に関するセミナーを開催してきました。

小学校においては男女平等に関する学習、中学校においては男女平等・女性の職場進出・男性の育児参加等の学習を行いました。また、保育所・幼稚園への保育実習・

職場体験を行っています。住民に対しては、DV・デートDV・セクハラ防止について、広報で特集を組み啓発を行っています。さらに、相談機関の周知も定期的に行っています。

事業所に対しては、商工会を通しての情報提供や、人権擁護委員が訪問して男女共同参画推進の啓発を行っていますが、内容の充実については課題となっています。

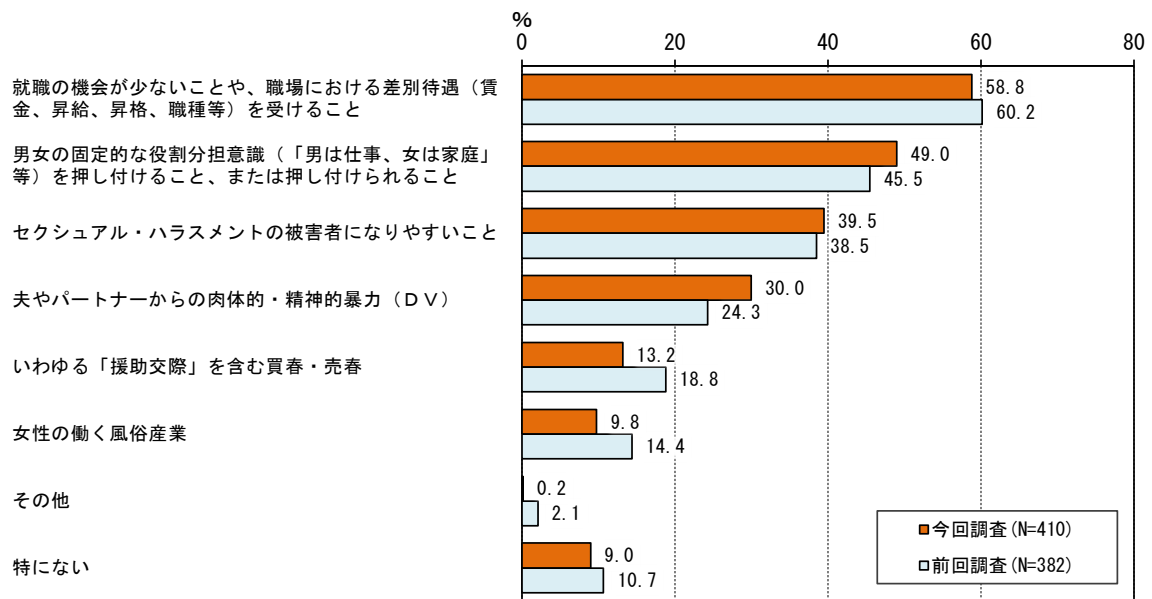
以上のような取り組みを進めてきましたが、今回調査で、「女性に関して現在どのような人権上の問題があると思うか」との設問に対し、「就職の機会が少ないことや、職場における差別待遇（賃金、昇給、昇格、職種等）を受けること」が58.8%で最も多く、次いで「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）を押し付けること、または押し付けられること」「セクシュアル・ハラスメントの被害者になりやすいこと」「夫やパートナーからの肉体的・精神的暴力（DV）」などの順となっています。前回調査と比較すると、「就職の機会が少ないことや、職場における差別待遇（賃金、昇給、昇格、職種等）を受けること」が最も多い傾向は変わっていないものの、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）を押し付けること、または押し付けられること」や「夫やパートナーからの肉体的・精神的暴力（DV）」などは前回調査よりも高くなっており、DVなどの問題が顕在化し社会問題となっていること、及び本町の取り組みの成果等により、問題意識が高まっていることがうかがえます。DVは女性の人権を著しく侵害する行為であり、社会全体で防止していく必要があります。

さらに、女性の人権を守るために必要なことは何だと思うかの設問に対しては、「保育などの施設や制度を整え、男性も女性も安心して働けるようにすること」が最も多く、次いで「職場での男女格差をなくすよう企業や事業主に働きかけること」「男性も生活者（家事や育児を実践する人）として自立できるよう啓発活動を行うこと」「政策の場への女性進出をひろげ、男女共同参画の視点で政策を展開していくこと」「学校教育の場で男女平等の考え方や男女共同参画についての教育を進めること」などの順となっており、ワーク・ライフ・バランスと職場における差別解消に向けた取り組みが必要とされています。

※ 男女雇用機会均等法

1972（昭和47）年にその前身である「勤労婦人福祉法」として制定されました。1985（昭和60）年に、「女子差別撤廃条約」の批准に向け、現在の形に近い「男女雇用機会均等法」（現在の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）として改正されました。その後も数回にわたり改正されています。

■女性に関して現在どのような人権上の問題があると思うか



資料：2013（平成 25）年 遠賀町人権意識調査

（２）施策の基本方向

「遠賀町男女共同参画社会推進計画」に基づく取り組みを中心に、以下の施策を推進します。

１）家庭・地域社会における男女平等の環境づくり・啓発

- ① 女性も男性も安心して働くことができるよう、保育などの環境づくりの充実を図ります。
- ② 日常生活や地域活動においての男女の自立と平等意識を広げるため、家事・育児・介護講座等を開催して啓発を行います。
- ③ 地域の方針決定過程への女性の参画を促進します。

２）学校教育

- ① 男女の固定的役割分担意識にとらわれない教育を推進します。
- ② 男女平等の考え方や男女共同参画についての意識を形成する教育を推進します。
- ③ 育児や介護についての関心や意識を高めるため、育児・介護の体験学習を推進します。

３）行政職員の意識改革

- ① 政策・方針決定の場への女性参画を推進し、両性の視点での政策を展開します。
- ② 行政職員の意識改革を推進します。

4) 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止

- ① 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発の推進及び情報の提供と、相談体制の強化に努めます。
- ② 夫やパートナーからの暴力などの相談に適切に対応できるよう、相談業務の充実とネットワークづくりを行います。
- ③ 福岡県保健福祉環境事務所や警察等と連携し、被害者保護を図ります。

5) 事業所等への啓発活動

- ① 女性も男性も能力を発揮できるよう、職場環境整備の啓発を行います。
- ② 企業や事業主等へ職場での男女格差をなくすための啓発を行います。
- ③ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]についての知識の普及や啓発を行います。

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関する健康と権利。健康が保障され、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つなどが含まれています。1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱され、現在は女性の人権として認識されるようになっています。

3. 子どもに関する問題

(1) 現状と課題

子どもも、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。次世代を担う子どもたちが個性豊かに、また、健やかに成長していくことの大切さを大人たちが認識することが重要です。

世界中でおきている児童虐待や強制労働・少年兵士として強要されている等の問題から、国連は1979（昭和54）年に「国際児童年」、1989（平成元）年には「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択し、子どもの人権保障について、各国に呼びかけました。特に「児童の権利に関する条約」では、子どもに影響を及ぼす全ての事項について、子ども自身が自由に意見を表明する権利「意見表明権」が保障され、子どもの意見を「尊重」し「考慮」する義務を大人や社会に求めました。

わが国では、1994（平成6）年「児童の権利に関する条約」を批准したのを受けて条約の精神に沿って、1998（平成10）年「児童福祉法」の一部を改正し、増加する児童虐待を防ぐため2000（平成12）年「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。また、少子化問題から2003年（平成15）年に、「次世代育成支援対策推進法」が策定され、2012（平成24）年に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が平成27年度より施行されます。このように子どもの人権擁護の動きが本格化する一方で、依然として児童虐待、いじめや体罰などの多くの深刻な問題が発生しています。これらの早期発見のための体制の整備、効果的な予防対策、被害を受けた子どもの保護と支援体制を充実させる必要があります。

さらに、貧困の状況にある子どもに対し、健やかな育成の環境整備や教育の機会均等など、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、2014（平成26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。子どもの貧困対策について、国と連携した施策の推進が求められています。

本町では、2005（平成17）年度に「遠賀町次世代育成支援行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。2014（平成26）年度には同計画が最終年度を迎えたことから、これまでの取り組みとその成果を引き継ぎ、新たな計画として「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

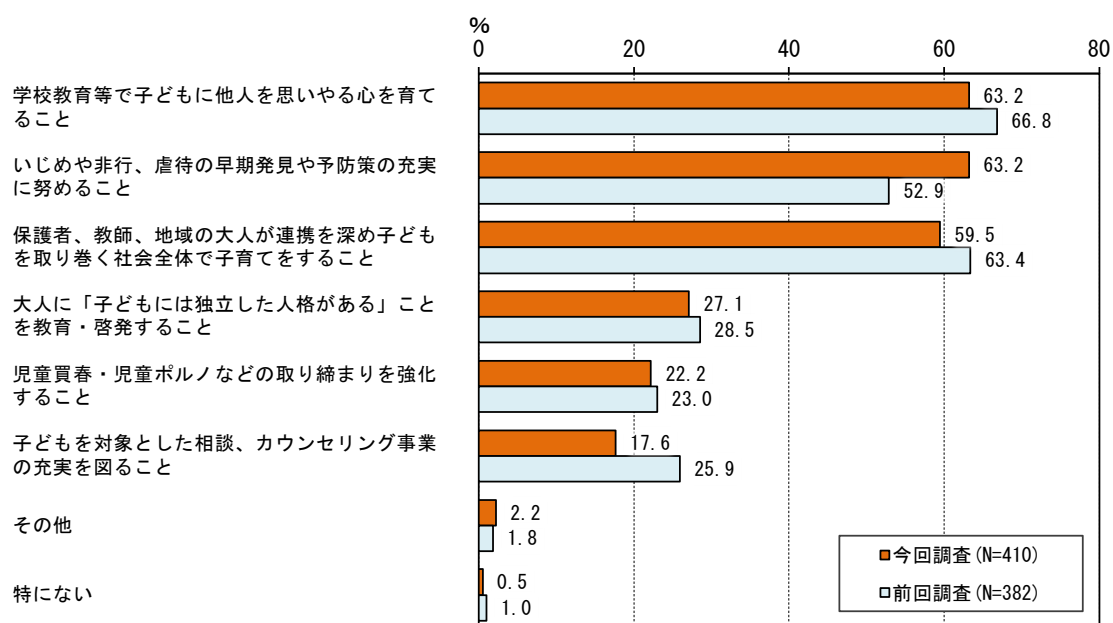
前基本計画に基づき、保育所・幼稚園では子どもの様子等の把握及び保護者への声かけを積極的に行い、小学校では保護者との関係づくりに努めています。保護が必要とされる児童の情報を入手した場合は、関係機関による個別ケース会議を開催し、速やかな対応を図っています。また、こどもまつりでは、人権擁護委員が子どもの人権

に関する啓発も行っています。さらに、通学合宿においては、地域との連携により子どもの自立・健全な育成につながる活動を行っています。

今回調査で、「子どもの人権を守るために必要なことは何だと思いますか」との設問に対し、「学校教育等で子どもに他人を思いやる心を育てること」と「いじめや非行、虐待の早期発見や予防策の充実に努めること」がいずれも63.2%で最も多く、次いで「保護者、教師、地域の大人が連携を深め子どもを取り巻く社会全体で子育てをすること」の順となっています。また、「いじめや非行、虐待の早期発見や予防策の充実に努めること」が前回調査（52.9%）よりも高くなっています。

近年、いじめや不登校、児童虐待の増加を背景に、子どもの人権に関する意識は高まっていますが、正しい理解まで至っていない状況もあります。今後も子どもの権利についての理解を深める啓発活動を継続し、保護者と学校、地域住民が連携して子どもの人権・安全を守り、子育てを支援していく必要があります。

■子どもの人権を守るために必要なこと



資料：2013（平成 25）年 遠賀町人権意識調査

（２）施策の基本方向

「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」に基づく取り組みを中心に、地域と連携して以下の施策を推進します。

１）人権教育・心の教育の推進

- ① 発達段階に応じた教育活動を通して、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚と定着を図ります。

- ② 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域が連携し、体験活動や自然体験、高齢者との交流等さまざまな体験の機会を通して、生命の大切さ・正義感や倫理観・他人への思いやりなど子どもの豊かな心を育む教育を推進します。
- ③ 教職員や指導者研修の充実を図ります。
 - ア. 一人ひとりの子どもに対する理解を深め、子どもの実情に即したきめ細かな指導を行うことの重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。
 - イ. 人権を大切にする心を育てる保育・教育の実践のため、教職員等自身の人権感覚を豊かにするための研修の充実を図ります。
 - ウ. 人権教育を効果的に推進するために、職場を超えた交流を継続的に取り組みます。
- ④ 子ども自身が次代の担い手としての責任を自覚して、主体的な生き方ができるように、学校等や家庭、地域が連携して子どもたちの「生きる力」を育むきめ細かな教育を推進します。

2) 子育て支援

- ① 子育てに関する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等さまざまな問題について、相談窓口の周知とネットワークの充実を図ります。
- ② 仕事と子育ての両立を支援するとともに、さまざまなニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。
- ③ 虐待などにより保護が必要な子どもに適切かつ速やかな対応ができるよう、遠賀町要保護児童対策地域協議会を中心として、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園・学校、児童相談所等各関係機関及び団体や地域との連携強化に努めます。

3) 社会教育

- ① 次代を担う子どもの人権を尊重し、健やかに育成することの大切さを認識できるよう「子どもの権利条約」の趣旨について、一人ひとりが理解を深められるよう啓発を行います。
- ② 教育・福祉等の関係機関及び団体との連携強化を図り、地域全体で子どもを育てる体制整備に努めます。

4. 高齢者に関する問題

(1) 現状と課題

国連は、高齢者の自立・参加・ケア・自己表現・尊厳の5項目を実現するために、1991（平成3）年に「国連高齢者原則」を定め、1999（平成11）年を「国際高齢者年」に制定しました。

わが国では、急速に進んでいる高齢化社会に対応するため、1989（平成元）年に「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」、1994（平成6）年「高齢者保健福祉推進5ヵ年戦略（新ゴールドプラン）」が策定され、2000（平成12）年から「介護保険制度」が導入されました。

わが国の総人口は、2005（平成17）年の国勢調査で戦後初めてマイナスとなり、2010（平成22）年の国勢調査では、高齢化率は22.8%を超えています。遠賀町の高齢化率は、2010（平成22）年の国勢調査で25.7%となっており、超高齢社会（21%）を超えています。

このことは、長寿社会として誇るべきことですが、一方で高齢者の一人暮らしや老介護の増加など、住み慣れた地域で安心して尊厳を保ち暮らし続けられるかといった問題を抱えています。高齢者の「命」と「尊厳」を守り、高齢者が「排除」されない地域社会の構築はもっとも大きな課題となっています。

また、全国的には認知症や介護を必要とする高齢者への誤った認識から、家族等による身体的・心理的・性的・経済的虐待や介護放棄などの人権侵害が大きな社会問題となっており、高齢者の権利擁護の理念は大変重要になっています。

このため2005（平成17）年に制定した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利・利益の擁護を図るものです。

さらに、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で生活するために、住民への認知症の正しい理解の啓発、認知症高齢者等の権利擁護の充実が求められています。

本町では、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康で安心して生活していくことのできる環境を築いていくために、2014（平成26）年度に「遠賀町高齢者保健福祉計画」を策定しました。

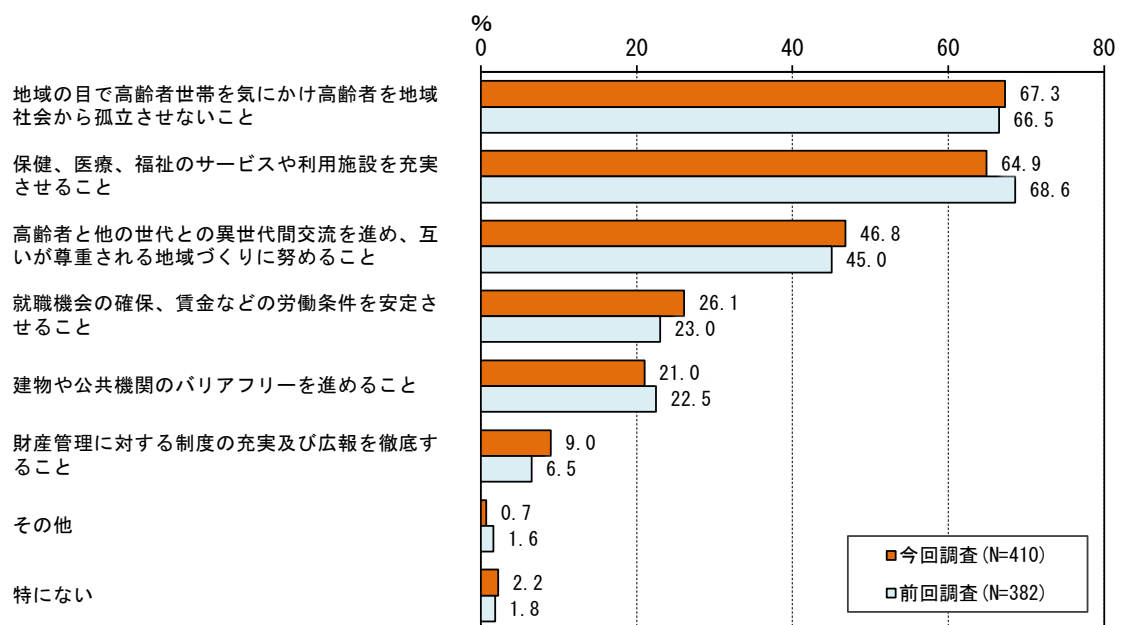
さらに、前基本計画に基づき、高齢者への理解を深め、尊敬・感謝の気持ちを培うために、小学校と町社会福祉協議会、老人クラブが連携し「チューリップの花」贈呈を行っています。各地区では、福祉ネットワーク委員会を中心に見守り活動を実施しています。また、災害時の避難支援を確実にできるように、避難行動要支援者名簿の整備を行っています。

今回調査で、「高齢者の人権を守るために必要なことは何だと思いますか。」との設

問に対し、「地域の目で高齢者世帯を気にかけて高齢者を地域社会から孤立させないこと」が67.3%で最も多く、次いで「保健、医療、福祉のサービスや利用施設を充実させること」「高齢者和其他の世代との異世代間交流を進め、互いが尊重される地域づくりに努めること」などが多くあげられています。

今後も行政や関係機関、地域が連携して高齢者も基本的人権の主体として生きがいを持って自立した生活が送れるよう、また、高齢者の尊厳を保ちながら、さまざまなサービスが受けられるための施策とともに、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

■高齢者の人権を守るために必要なこと



資料：2013（平成25）年 遠賀町人権意識調査

（２）施策の基本方向

「遠賀町高齢者保健福祉計画」に基づく取り組みを中心に、以下の施策を推進します。

１）いきいきとした暮らしを実現する社会参加の促進

- ① 高齢者の生きがい、健康づくり、仲間づくり、社会参加、学習機会の提供などを目的とした活動や事業の充実を図ります。
- ② 高齢者が地域で活用できる知識・技能の習得を促進するとともに、異世代間交流などを通して、高齢者の持つ知識や経験を生かす機会の促進に努めます。
- ③ シルバー人材センター事業等を通して、高齢者の意欲や能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

2) 高齢者が地域で生活するための支援の充実

- ① 福祉ネットワークと関係機関による、一人暮らし高齢者等を地域で見守り、支える体制を維持していきます。
- ② 認知症高齢者等の権利擁護を進めるため、広報等による普及啓発を行います。また、認知症を正しく理解するために、認知症サポーター養成講座や講演会等を実施します。
- ③ 介護に係る施設の職員やホームヘルパー、家族等の介護者に対し、高齢者の人権についての啓発を行い、高齢者の虐待防止に努めます。
- ④ 学校教育や社会教育において、小学生ボランティア講座（福祉体験教室）等のさまざまな学習・体験活動を通して、高齢者に対する尊敬、感謝の心を育むとともに、介護・福祉体験や高齢者との交流事業を推進します。
- ⑤ 悪質商法や詐欺行為など消費生活に関する相談対応を行っていきます。また、出前講座等を実施し、悪質商法等のトラブルに巻き込まれないための啓発活動を行っていきます。

3) 安全・安心な生活環境の充実

- ① 高齢者が安心して過ごせるやさしいまちづくりのため、「遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画」に基づく整備を行っていきます。
- ② いつ起こるかわからない災害に備えて、避難に時間を要する一人暮らしや要介護認定の高齢者などの避難行動要支援者を安全な避難場所へ誘導するために、地域住民や関係機関が連携して支援する体制づくりを推進します。

5. 障がい者に関する問題

(1) 現状と課題

障がい者の人権を尊重する国際的気運は、1971（昭和 46）年国連総会における「精神薄弱者の権利に関する宣言」や 1975（昭和 50）年「障害者の権利宣言」を契機に高まりました。1981（昭和 56）年には、障がい者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」が設定されました。

また、こうした取り組みを継続するために、1982（昭和 57）年の国連総会は、翌年からの 10 年を「障害者のための 10 年」と定めるとともに、引き続き「アジア太平洋障害者の 10 年」（1993～2002 年）などの取り組みを通して、障がい者の人権の確立や自立と社会参加の実現に努めてきました。2006（平成 18）年には、「障害者の権利に関する条約」が国連総会において採択され、2008（平成 20）年に発効しました。この条約の中で、初めて手話が言語であると定義されました。この定義が自由権と社会権の両側面から保障されることへの期待が高まっています。

わが国では、1993（平成 5）年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」と改正しました。また、それまで「医療と保護」の対象であった精神障がい者を身体障がい者・知的障がい者と同様に、障がい者と位置づけ、福祉的視点から社会復帰を支援していくことにしました。

さらに、国は「障害者基本法」について、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、2012（平成 24）年に改正しました。これに基づき、「障害者基本計画」の見直しを行いました。

また、2013（平成 25）年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正され、難病等を障がい者の定義に加え、身体障害者手帳の有無等に係らず、必要と認められた障がい福祉サービス等を利用できるシステムへの移行などが進められています。

さらに、精神障がい者の施設から在宅への移行を進めるため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業等が制度化され、地域での生活支援、医療も含めた訪問支援等を強化する取り組みが進められています。

一方、2011（平成 23）年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。2012（平成 24）年 10 月 1 日から国や市町村、障がい者福祉施設事業者等に障がい者虐待の防止等の責務が課され、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人には通報義務が課されています。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

が2013（平成25）年6月に制定され、「行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の禁止」などが規定されています（平成28年4月施行）。そして、2014（平成26）年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しています。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置を規定しています。

本町では、1998（平成10）年度に「遠賀町障害者福祉長期行動計画」を策定し、2003（平成15）年度には、「遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画」を策定してユニバーサルデザイン※¹のまちづくりを推進しています。2012（平成24）年度には、「遠賀町障害者計画」を見直しました。この計画では、障がいのある人の現状や願いを地域住民が理解し、共感しながらあたたかい支援の輪の広がりをつくり、知恵や工夫、協力によって共にいきいきとした生活を送れるようにするために施策を総合的・計画的に進めるものとしています。

これらの計画に基づき、本町では、障がい者施策を幅広く展開してきました。具体的には、障がい者のしおりを作成し、障がい者への情報提供に努めてきました。また、障がいのある児童の一人ひとりのニーズに応じた学習指導の充実のため、校内特別支援推進委員会を設置するとともに、巡回相談で意見を聴く機会も設けています。さらに、役場前の県道浜口遠賀線の歩道整備、役場の障がい者用駐車場の増設、点字ブロックの整備、中央公民館のスロープの整備等を行っています。こうした施策の推進により障がい者に対する理解や認識は着実に深まりつつあります。

今回調査で、「障がい者の人権を守るために必要なことは何だと思いますか」との設問に対し、「幼少期からの障がい者理解を深める保育や教育を行うこと」が57.1%で最も多く、次いで「保健、医療、福祉のサービスや利用施設を充実させること」「就職機会の確保、賃金などの労働条件を安定させること」などがあげられています。前回調査と比較すると、「幼少期からの障がい者理解を深める保育や教育を行うこと」が高くなっています。回答が多かった「障がい者理解のための教育」「保健・医療・福祉」「就労支援」について、障がい者施策の重要な柱として取り組みを進める必要があります。また、地域における生活支援体制の整備を進め、ノーマライゼーション※²の理念の下に、障がい者も社会の一員として、自立と社会参加を実現する取り組みが必要です。

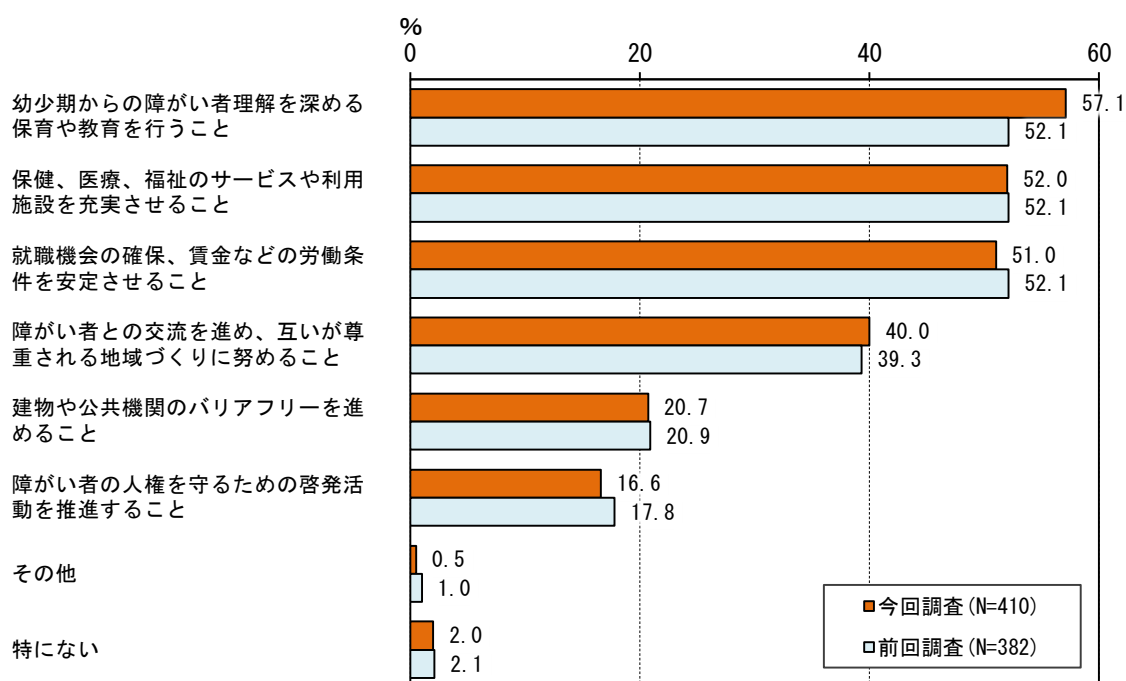
※1 ユニバーサルデザイン

すべての人に使いやすい形態等を意味する言葉で、幼児から高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすい製品や生活しやすい建築・生活環境・社会のしくみを目指そうという考え方

※2 ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に立場の弱い人々を当然に含むのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方

■障がい者の人権を守るために必要なこと



資料：2013（平成 25）年 遠賀町人権意識調査

（２）施策の基本方向

「遠賀町障害者計画」等に基づく取り組みを中心に、以下の施策を推進します。

１）自立と社会参加の促進、啓発

- ① 療育指導、相談、各種福祉サービスや制度の情報提供・説明等を行い、地域での生活の支援を進めます。
- ② 障がい者の各種活動のＰＲ（参加の呼びかけ）を行い、障がい者の社会参加に積極的に取り組みます。
- ③ 精神障がい者等の正しい理解のための教育・啓発に努めます。
- ④ 就業機会の情報提供等、就労支援に努めます。

２）障がい児教育と障がい者理解の教育

- ① 障がいのある子どもへの適切な支援を行うため、関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。
- ② 障がいのある子どもが自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし「生きる力」を培うために、一人ひとりに応じた教育を推進します。
- ③ 障がいのある子どもやその教育についての正しい理解を深めるため、学校間の交流や地域社会での交流を推進します。

3) 地域生活支援体制の整備

- ① 障がい者が安全で快適な生活ができるための環境等基盤の整備を図ります。
- ② 「遠賀町身体障害者福祉協議会」や「遠賀町手をつなぐ親の会」などの各活動団体やNPO団体、民生委員・児童委員等との連携・協力を図り、地域で障がい者やその家族を見守り、支える体制の整備を進めます。
- ③ 精神障がい者の社会復帰に向けて、関係機関と連携して地域での生活支援を推進します。

4) 障がい者の権利擁護の充実

- ① 障がい者の人権についての啓発を行い、関係機関と連携して障がい者の虐待防止に努めます。
- ② 「障害者差別解消法」について、正しい理解のための啓発を行います。
- ③ 障がい者の権利擁護を進めるため、自己決定が困難な障がい者に対して、成年後見制度の活用等の支援・啓発を行います。

6. 外国人に関する問題

(1) 現状と課題

わが国では、インドシナ難民の定住受け入れを契機として、1979（昭和 54）年「国際人権規約」を批准し、1981（昭和 56）年「難民の地位に関する条約」の批准、翌年「難民の地位に関する議定書」を締結しました。2004（平成 16）年には、「すべての移住労働者およびその家族の権利保護に関する条約」を批准しました。さらに、人権尊重の観点から、「日本学生支援機構法・公営住宅関係 4 法・児童手当 3 法・国民年金法・国民健康保険法」に定められていた国籍条項を撤廃しました。また、「外国人登録法」の改正により、指紋押捺が廃止されるなどの取り組みが進められています。

一方で、近年、全国的に「ヘイトスピーチ」と称される在日韓国・朝鮮人等への差別的憎悪表現が問題になっており、地方議会で国に対策を求める議決が行われている状況にあります。

福岡県では、1999（平成 11）年に「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」を示し、2007（平成 19）年に国際交流局を創設して国際理解教育や国際理解のための啓発の推進に努めています。

わが国には、近年の著しいグローバル化、ボーダレス化の進展に伴い、仕事あるいは研修や勉学のために多数の外国人が訪れ、また、生活しており、今後も増加することが予想されます。

町内における外国人は、2014（平成 26）年 6 月 30 日現在で 118 人が在住し、そのうち韓国籍・朝鮮籍である方が約 75%を占めています。

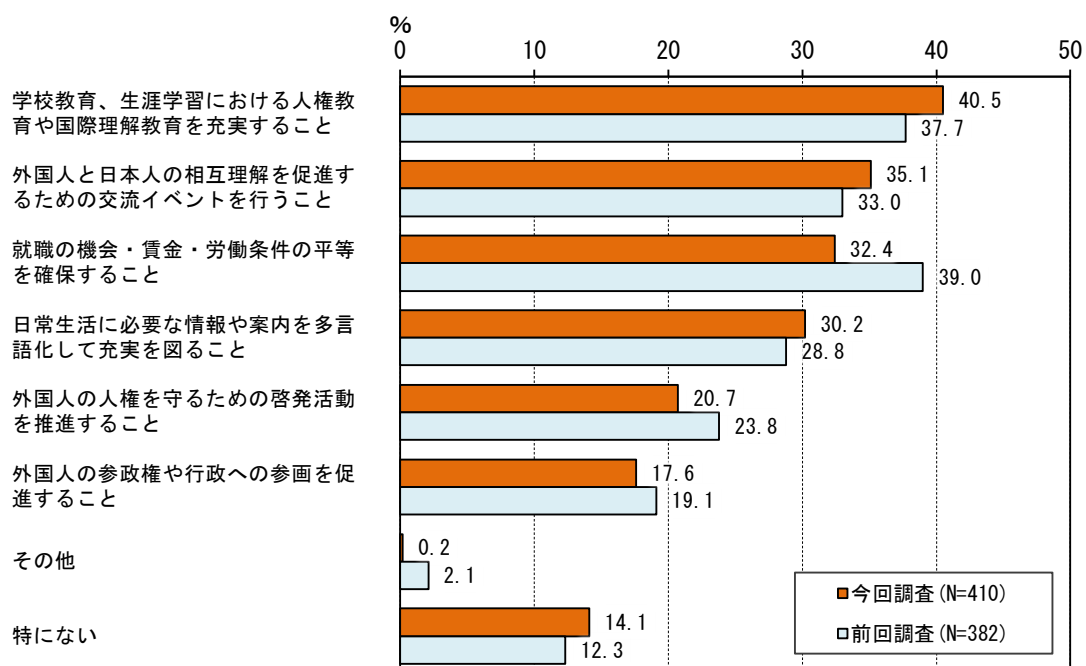
今回調査で、「外国人の人権を守るために必要なことは何だと思いますか」との設問に対し、「学校教育、生涯学習における人権教育や国際理解教育を充実すること」が 40.5%で最も多く、次いで「外国人と日本人の相互理解を促進するための交流イベントを行うこと」「就職の機会・賃金・労働条件の平等を確保すること」「日常生活に必要な情報や案内を、多言語化して充実を図ること」があげられています。

本町では、週に 1 度よみかき教室を開催し、町内在住の外国人も参加しています。また、外国語指導助手（ALT）が配置され、授業のみでなく、総合の時間を活用して自国の文化を紹介する時間を設け国際理解を図っています。また、ユニセフ募金や青年海外協力隊による講演会を実施しています。

在住外国人は地域社会をともに構成する大切なメンバーです。国籍・民族の違いを問わず、お互いを知り学びあうことは、すべての人がお互いの違いを尊重し、新たな文化や豊かで活力ある地域社会を創造する「多文化共生社会」へとつながります。そのため、地域住民と在住外国人とがお互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文

化、生活習慣に対する認識を深め、尊重しあえる地域社会の実現のため、教育・啓発の一層の充実を目指す必要があります。

■外国人の人権を守るために必要なこと



資料：2013（平成25）年 遠賀町人権意識調査

（２）施策の基本方向

１）国際理解のための教育・啓発

- ① 相互理解の促進のために、交流イベント等を通して異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する開かれた地域社会を目指します。
- ② 在住外国人に対する正しい理解のための啓発や学習機会の拡充に努めます。

２）外国人を取り巻く環境づくり

- ① 在住外国人へ配慮した各種情報の提供と相談体制の整備に努めます。
- ② 保健や医療、福祉に関する情報提供に努めるとともに国民健康保険制度への加入を促進します。
- ③ 外国人を雇用する事業主に対して、適正な雇用及び労働環境の整備促進に向けて広報・啓発を行います。

３）学校教育

- ① 児童生徒が国際社会の一員として自覚を持ち、これまでの歴史や文化・習慣の違いを尊重し、認め合う心を育む教育を推進します。
- ② 時代の変化に対応し、国際的な視野に立って行動できる人材育成を図ります。

7. HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題

(1) 現状と課題

HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、エイズを発症していない状態の人をいい、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズと呼んでいます。

エイズは、1981（昭和56）年最初の症例報告以来、その広がり世界的に深刻になっており、WHOでは毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症及びエイズの蔓延防止とHIV感染者への偏見と差別解消の啓発運動の実施を呼びかけています。

わが国では、1987（昭和62）年にエイズについて正しい知識の普及啓発、検査・医療体制の充実を盛り込んだ「エイズ問題総合対策大綱」の策定や1999（平成11）年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」の施行を受け、患者の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されています。

その結果、HIV感染症及びエイズについての知識がある程度普及しましたが、自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動が適切に行われず、感染者の増加を招いたり、感染者への偏見や差別を助長したりする一因となっています。

また、HIV感染症及びエイズに関しては人権問題としてだけでなく、性感染症の問題として性教育にも取り組む必要があります。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、1943（昭和18）年に特効薬プロミンが開発されたことにより、確実に治癒する病気となりました。従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、施設入所を強制する人権を無視した隔離政策が取られてきました。

この隔離政策は、それまでのハンセン病に対する認識が誤りと明白になった後も、引き続き維持され、ようやく1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、終結することになりました。隔離政策を継続した国に対して、2001（平成13）年5月11日熊本地方裁判所は、国の賠償責任を認め、国会に対し「らい予防法（新法）」の「隔離規定」を改廃しなかった『不作為』を認める判決を下しました。

不治の病、遺伝病、風土病、業病などの誤った知識によって社会から排除してきた意識は、簡単に解決できるものではなく、2003（平成15）年には、熊本県でホテル宿泊拒否の問題が生じるなど、ハンセン病に対する偏見や差別は根深いものがあり、また療養所入所者自身の高齢化も加わり社会復帰が困難な状況となっています。

こうしたことから、2009（平成 21）年 4 月に、ハンセン病元患者の方々が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。今後もハンセン病に対する正しい理解を深めるための教育・啓発に一層取り組んでいく必要があります。

本町では、人権擁護委員が町内の事業所を訪問し、ハンセン病に関する啓発を行っています。また、広報の人権コラムで HIV 感染者及びエイズ等について掲載し啓発を行っています。さらに、町職員に対しては研修等により個人情報保護の徹底も図っています。

このような取り組みが実施されていますが、今回調査で、「HIV 感染者やハンセン病等の感染症にかかった患者・元患者に関して、日常生活でさげられることが人権侵害にあたるか」との設問に対し、「人権侵害にあたる」が 71.2%となっています。なお、「一概にはいえない」が 17.8%、「人権侵害にあたらない」が 1.7%、「わからない」が 6.8%となっています。このように、ハンセン病等を理由に排除されることを人権侵害と考えない意識が残っており、正しい知識・理解を深めるための教育・啓発が必要です。

（２）施策の基本方向

１）教育・啓発

- ① 「福岡県感染症予防計画」に基づき、性感染症予防を含めた総合的視点からの HIV 感染症及びエイズに関する啓発を推進します。
- ② 学校における HIV 感染症及びエイズ教育の充実とハンセン病等への正しい理解のために、教職員研修の充実及び指導力の向上に努めます。
- ③ ハンセン病に対する偏見と差別が解消するよう、さまざまな機会を捉えてハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

２）相談・支援体制の整備

- ① 患者等のプライバシーの保護を徹底します。
- ② 福岡県保健福祉環境事務所等関係機関と連携して、適切な相談や支援に努めます。

8. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットは、通信網を使用して情報の伝達を行う方法の一つで、これによって情報伝達は瞬時に行われ、伝達範囲も広くなりました。また、双方向での情報のやり取りや多種多様な情報から現状を分析することで、今後の動向を予測することも可能となってきました。

2013（平成 25）年のインターネットの人口普及率は、総務省「平成 25 年版情報通信白書」によると 79.5%と報告されています。最近ではインターネットへの接続環境が高速化・大容量化し、生活のあらゆる場面へと広がっています。

しかし、インターネットは便利な反面、個人的な人権を侵害する、あるいは情報が意図的に操作されるといった、いわゆる負の側面があるのも事実であり、^{ひぼう}誹謗・中傷がインターネットの掲示板に書かれ、他人には知られたくない事実が不特定多数の人々の面前にさらされるなど、名誉を損なう事件が発生し社会問題となっています。

国は被害者に対する救済対策として、2001（平成 13）年にプロバイダが負う責任の範囲や情報発信者の情報開示を請求する権利などを定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、いわゆる「プロバイダ責任制限法」を制定しました。

今回調査で、「インターネットの匿名性を利用し、普段は言えない他人への悪口を言うてしまうことが人権侵害にあたるか」との設問に対し、「人権侵害にあたる」は 76.3%となっています。しかし、「一概にはいえない」が 11.2%、「人権侵害にあたらない」が 2.2%、「わからない」が 7.3%となっており、インターネットによる人権侵害について、正しい知識・理解を深めるための教育・啓発が必要です。

(2) 施策の基本方向

1) 個人情報、プライバシー等に関する教育・啓発

- ① 個人情報及びプライバシーの重要性についての教育・啓発を行います。
- ② インターネット利用時のマナーやルールなど、メディア・リテラシーに関する教育や啓発に努めます。

2) インターネットなどを介した人権侵害への対応

- ① インターネットによる人権侵害について、インターネットサービスプロバイダや法務局の常設相談所に相談できることを周知します。
- ② インターネットによる人権侵害について、関係機関等と連携して、適切な相談や支援に努めます。

9. 犯罪被害者等に関する問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族の人権については、十分な配慮が必要です。しかしながら、犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的・経済的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により、人権やプライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。

その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、2005（平成17）年4月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。同法に基づき、同年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

2011（平成23）年には、「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定され、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めることを目的とした活動や相談・調査救済活動が展開されています。

今回調査で、「犯罪被害者が^{ひぼう}誹謗・中傷され平穏な生活が送れないことが人権侵害にあたるか」との設問に対し、「人権侵害にあたる」が76.6%となっています。「一概にはいえない」が13.4%、「人権侵害にあたらない」が1.5%、「わからない」が5.6%となっており、犯罪被害者等への人権侵害について正しい理解を深めるための教育・啓発が必要です。

(2) 施策の基本方向

1) 犯罪被害者等への理解、啓発

犯罪被害者やその家族が二次的な被害を受けることがないよう、正しい理解を深めるための啓発を行います。

2) 相談・支援体制の整備

- ① 犯罪被害者等のプライバシーの保護を徹底します。
- ② 関係機関等と連携して、適切な相談や支援及び相談窓口の周知に努めます。

10. 東日本大震災に起因する人権問題

(1) 現状と課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等によって、差別的取り扱い等の人権問題が発生しています。

国は、風評等による人権侵害事案を防止するための啓発活動を実施するとともに、相談・調査救済活動に取り組んでいます。

今回調査で、「東日本大震災による被災地からの避難者が偏見や差別により、安心して生活が送れないことが人権侵害にあたるか」との設問に対し、「人権侵害にあたる」が79.5%となっています。また、「一概にはいえない」が9.3%、「人権侵害にあたらな

い」が2.2%、「わからない」が5.6%となっています。

風評被害をなくすための正しい情報提供と啓発活動、被災地からの避難者への支援が求められています。

(2) 施策の基本方向

1) 放射線被ばくに関する情報提供、啓発

放射線被ばくについての風評被害や偏見をなくすため、情報提供や啓発を行います。

2) 相談・支援体制の整備

関係機関等と連携して、適切な相談や支援及び相談窓口の周知に努めます。

11. その他の人権問題

(1) 現状と課題

これまで述べてきた 10 項目のほかに、次にあげるさまざまな人権問題が存在しています。それぞれが抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を行うことが必要です。

	人権上の問題の内容
①アイヌの人々	アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進んでおり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々への理解を深める教育・啓発が必要です。
②刑を終えて出所した人	刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人々たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。 本人に更生の意欲があっても、地域社会の偏見や差別意識がある場合は、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあります。社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。
③北朝鮮当局によって拉致された被害者等	1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。1991（平成3）年以来、北朝鮮側は拉致問題を頑なに否定しつつけてきましたが、2002（平成14）年9月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるにいたりました。2011（平成23）年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加され、解決に向けた取り組みへの理解と支援が必要とされています。
④ホームレス	自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在し、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題が起こっています。そのため、2002（平成14）年8月、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、同法に基づき、2003（平成15）年7月、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が作られ、5年ごとに見直しが行われています。ホームレスの人たちの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

	人権上の問題の内容
⑤性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるために正常と思われず、偏見や差別を受けてきました。 周囲の無理解が社会生活を制限していること等、精神的な苦痛を受ける状況があります。このため、性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深める必要があります。
⑥性同一性障がい者	性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。 これまで、性同一性障がいの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ差別を受けてきました。2004（平成16）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。周囲の理解が必要とされます。
⑦人身取引	性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。我が国では、2004（平成16）年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。また、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、2005（平成17）年6月に刑法等の一部が改正されています。人身取引を許さない取り組みの推進が求められています。

（２）施策の基本方向

１）人権問題の正しい知識の教育・啓発

上記の様々な人権問題について、正しい情報が伝わらず、誤解や偏見を招いている場合があります。国の施策を踏まえて、人権問題の正しい知識の教育・啓発を進めます。

２）相談・支援体制の整備

関係機関等と連携して、適切な相談や支援及び相談窓口の周知に努めます。

1. 推進体制の整備

(1) 全庁的な体制による推進

本基本計画に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、人権問題の所管課にとどまることなく、全庁的な取り組みを展開していきます。

また、多様化する人権問題に総合的かつ効果的に対応していくため、庁内の相談や連絡、協力体制について整備し、関係課の連携や情報の共有化を図っていきます。

さらに、町の人権施策の拠点を設置し、人権問題に携わる団体等とのネットワークの構築を図るとともに、広く住民に人権問題への関心を広げていくための発信基地としての機能を充実させていきます。

(2) 関係機関との連携の強化

人権教育・啓発の推進のため、国・県、小・中学校、保育所、幼稚園などの関係機関や団体と連携を深め、情報の共有化、啓発事業の共同開催、人材・施設の相互利用等を図り、啓発・研修・研究・相談等の有効かつ計画的な教育・啓発の推進に努めます。

また、人権尊重の理念の広がりを図るため、遠賀町の各種ボランティア団体等をはじめ住民それぞれが展開する人権尊重のための自発的活動を促進していきます。

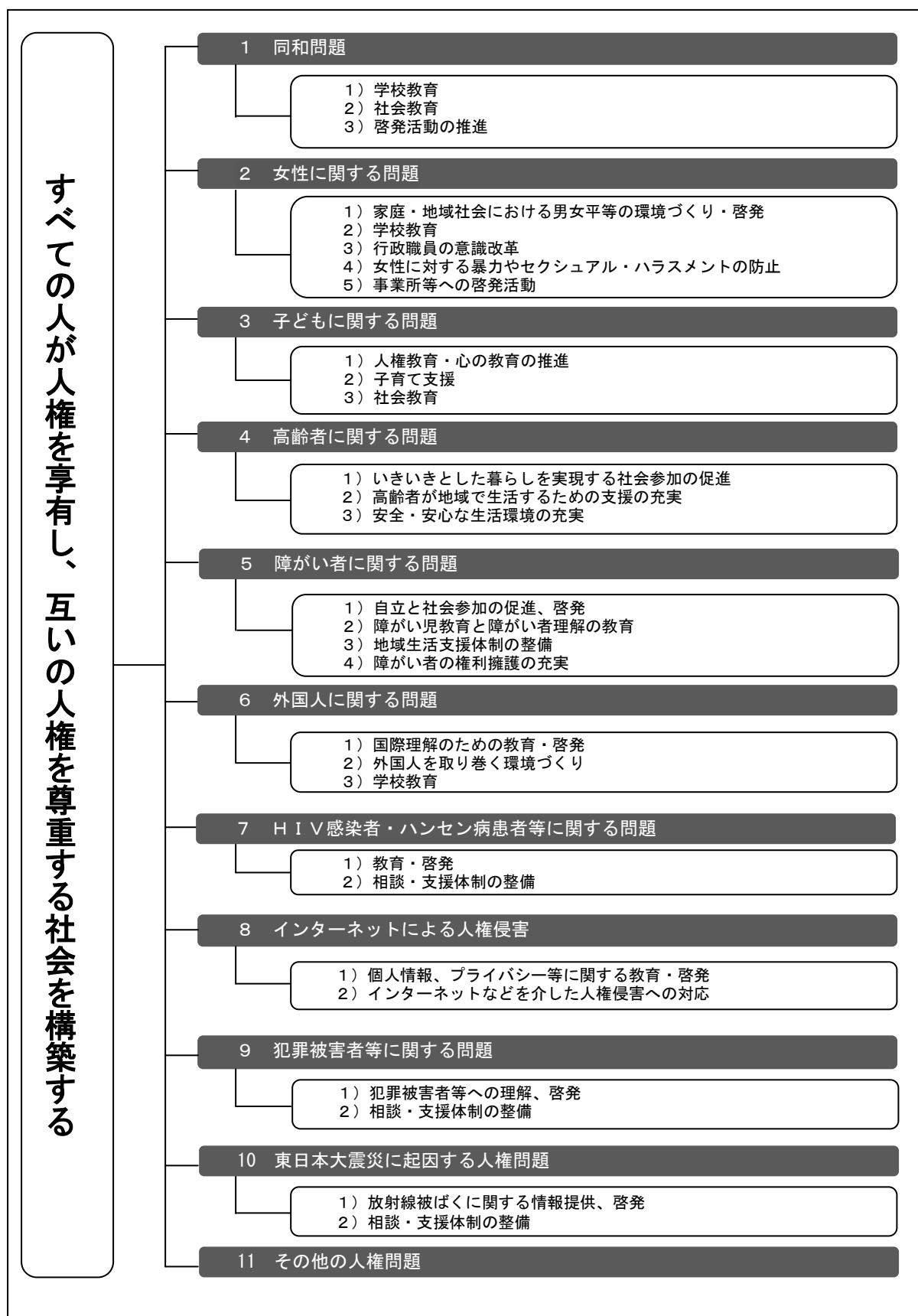
2. 計画の進行管理・評価改善

本基本計画の目標を具現化するものとして、「遠賀町人権教育・啓発実施計画」を策定します。

毎年度、実施計画の進捗状況を報告・公開し、進行管理を行います。実施状況及び人権を取り巻く情勢の変化に応じて改善を図ります。

また、住民の意識や実態、地域の実情の変化に沿った人権教育・啓発が行えるよう、必要に応じて人権意識調査を実施します。

(参考) 施策の体系



資 料 編

人権関係年表

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
1871(明 4)		「解放令」	
1889(明 22)		「憲法発布勅語」	
1890(明 23)		「教育ニ関スル勅語」 「大日本帝国憲法」施行	
1899(明 32)		「北海道舊土人保護法」施行	
1922(大 11)		「水平社宣言・綱領・決議」	
1945(昭 20)	「国際連合憲章」発足		
1946(昭 21)	「国連人権委員会」設置 「婦人の地位向上委員会」設置	「日本国憲法」公布(昭和22年施行) 婦人参政権の確立(昭和21年行使)	
1947(昭 22)		「教育基本法」制定施行 児童福祉法制定(昭和23年施行) 「労働基準法」施行	
1948(昭 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「優生保護法」施行 「民法」改正	
1949(昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択		
1950(昭 25)		「身体障害者福祉法」制定施行 「生活保護法」施行	
1951(昭 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 売春防止法制定(昭和33年施行)	
1952(昭 27)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行	
1955(昭 30)		「婦人の参政権に関する条約」批准	
1956(昭 31)		「国際連合」加入	
1958(昭 33)	「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)」国際労働機関総会第42回会期採択	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准	
1959(昭 34)	世界難民年(～1960年) 「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭 35)	ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和対策審議会」設置	
1963(昭 38))		「老人福祉法」施行	
1965(昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」	
1966(昭 41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択		
1967(昭 42)	「難民の地位に関する議定書」採択 「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択		
1968(昭 43)	「国際人権年」		
1969(昭 44)		「同和対策事業特別措置法(同対法)」施行	
1970(昭 45)		「心身障害者対策基本法」	

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
1971(昭 46)	「人種差別と闘う国際年」 「精神薄弱者の権利宣言」採択		第1次遠賀町総合計画基本構想策定
1973(昭 48)	「第1次人種差別と闘う10年」(～1983年) 「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」		遠賀町部落解放行政基本方針策定 第1次遠賀町総合計画基本計画策定
1974(昭 49)	ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択		同和対策連絡協議会発足
1975(昭 50)	「国際婦人年」 「障害者の権利に関する宣言」採択 「国際婦人年の10年」(1976～1985)の決議を採択 ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択		
1976(昭 51)	「国際婦人の10年」		
1977(昭 52)		「国際婦人の10年国内行動計画」	遠賀町同和対策審議会設置
1978(昭 53)		「同和対策事業特別措置法」一部改正	遠賀町同和教育研究協議会発足
1979(昭 54)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	同和問題についての遠賀町民意調査実施
1980(昭 55)	「世界女性会議」(コペンハーゲン)		
1981(昭 56)	「国際障害年」 国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択 「国連・障害者の10年」(1983～1992)の決議を採択 「ILO第156号条約(家族的責任平等条約)」採択	「障害者の日」設定 「難民の地位に関する条約」批准 「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」	明るく住みよい遠賀町づくりのためのアンケート調査実施
1982(昭 57)	「高齢者問題世界会議」(ウィーン)「高齢者問題国際行動計画」採択 「障害者に関する世界行動計画」採択	「難民の地位に関する議定書」批准 「地域改善対策特別措置法(地対法)」施行 「障害者対策に関する長期計画」	遠賀町同和対策審議会答申
1983(昭 58)	「世界コミュニケーション年」 「第2次人種差別と闘う10年」(～1993年) 「障害者のための国連10年」(～1992年)		
1984(昭 59)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は処罰に関する条約」採択	「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」	第2次遠賀町総合計画基本構想・基本計画策定
1985(昭 60)	「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 「世界女性会議」(ナイロビ) ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	法務省の人権モデル地区の指定(座談会25回、地区懇談会7地区、講演会13回等) 人権問題についての意識調査実施

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
1986(昭 61)	「国際平和年」	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行 地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書 「今後における地域改善対策について（地域改善対策協議会意見具申）」 「今後の地域改善対策に関する大綱」	
1987(昭 62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行	同和問題についての遠賀町民意識調査実施
1988(昭 63)			遠賀町同和教育研究協議会の再編（遠賀町同和教育推進協議会と遠賀町学校同和教育研究協議会とに再編）
1989(平 1)	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止）」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」施行 「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」	
1990(平 2)	「国際識字年」 「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	「保育所保育指針」策定	
1991(平 3)	「高齢者のための国連原則」採択	「今後の地域改善対策について（地域改善対策協議会意見具申）」 「今後の地域改善対策に関する大綱」	
1992(平 4)	1999年を「国際高齢者年」に決議	「地対財特法」一部改正	第3次遠賀町総合計画基本構想・基本計画策定
1993(平 5)	「世界の先住民の国際年（国際先住民年）」 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の10年」（1994～2003）の決議を採択 ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定（1993～2002） 「障害者機会均等化基準原則」決議 ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正	
1994(平 6)	「国際家族年」 「国連人権高等弁務官」創設 「人権教育のための国連10年」（1995～2004）の決議を採択（12月23日） 「国連人権教育の10年（1995～2005）行動計画」採択	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准 「学校における同和教育指導資料（文部省）」発行 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 「新ゴールドプラン（高齢者保健福祉計画）」改定	

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
1995(平 7)	「国際寛容年」 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「ILO第156号条約」批准 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行 障害者対策推進本部「障害者プラン（ノーマライゼーション7ヶ年戦略）」策定 「人種差別撤廃条約」批准	
1996(平 8)	「貧困根絶のための国際年」	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について（地域改善対策協議会意見具申）」 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（閣議決定）」 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定	遠賀町職員同和問題に関する意識調査実施 職員同和研修実施
1997(平 9)	「第1次貧困根絶のための国連10年」（～2006年）	「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「地対財特法」一部改正 「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ	人権問題に関する地区懇談会（5地区）実施 職員同和研修実施
1998(平 10)		60歳以上定年制義務化（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」一部改正 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」一部改正 「特定非営利活動促進法」施行	遠賀町女性セミナー開講 人権問題に関する地区懇談会（5地区）実施 職員同和研修実施
1999(平 11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法）」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」公表 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」施行	人権問題に関する地区懇談会（7地区）実施

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
2000(平 12)	「国際感謝年」 「平和の文化国際年」 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」採択 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（国際組織犯罪防止条約密入国議定書）」採択	「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 「外国人登録法」一部改正 「民法」改正 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規正法）」施行 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」施行 「男女共同参画基本計画」策定	人権問題に関する地区懇談会（6地区）実施 職員同和研修実施
2001(平 13)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申 「雇用対策法」改正 男女共同参画会議設置（内閣府） 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」開催 「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」公表 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について（諮問第2号に対する追加答申）」答申 「新しい高齢社会対策大綱」策定	職員同和研修実施
2002(平 14)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「平和の文化国際年」 「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（仮称）」批准 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定	第4次遠賀町総合計画基本構想・基本計画策定

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
2003(平 15)		「個人情報保護に関する法律」施行 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行 「裁判の迅速化に関する法律」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行	「女性セミナー」を「男・女セミナー」へ名称変更
2004(平 16)		「障害者基本法」改正 「人権教育の指導方法等の在り方について（第1次とりまとめ）」 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部改正 「外国人登録法」改正	遠賀町男女共同参画社会推進計画策定 遠賀町の生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画策定 遠賀町人権まつり実施
2005(平 17)		「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「男女共同参画基本計画（第二次）」策定	遠賀町次世代育成支援行動計画策定
2006(平 18)	「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組 「障害のある人の権利に関する条約」採択 「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制的失踪防止条約）」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について（第2次とりまとめ）」 「公益通報者保護法」施行 「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」一部改正 日本、「国連人権理事会」の理事国に当選 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行 「教育基本法」改正 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行	職員人権・同和研修実施 遠賀町男女共同参画社会実施計画策定 遠賀町生涯学習行動計画策定

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
2007(平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「強制的失踪防止条約」署名 「男女雇用機会均等法」改正 「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」公布 「障害のある人の権利に関する条約」署名	職員人権・同和研修実施 遠賀町人権意識調査実施
2008(平 20)	国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告 国連人権理事会改選で日本再選 国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」改正 「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)(PDF)」 「児童虐待防止法」改正 「実践編」「個別的な人権課題に対する取組」(PDF) 「アイヌ民族は先住民族」国会決議、衆参両院本会議で全会一致で採択 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 「改正出会い系サイト規制法」公布 「少年法」改正 「性同一性障害者特例法」改正	遠賀町障害者計画策定 職員人権・同和研修実施 人権教育のための調査研究事業受託(文部科学省事業)
2009(平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)批准 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」制定	遠賀町障害福祉計画(第2期) 遠賀町高齢者保健福祉計画(第5期)策定 遠賀町男女共同参画推進計画(第2次)策定 遠賀町人権意識調査結果報告 職員人権・同和研修実施
2010(平 22)	国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「第3次男女共同参画基本計画」策定	遠賀町人権教育・啓発基本計画策定 遠賀町次世代育成支援後期行動計画策定 職員人権・同和研修実施
2011(平 23)	「ジェンダー平等と女性のエンパowerメントのための国連機関(UN Women)発足 「人権境域及び研修に関する宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等) 「犯罪被害者等基本計画(第2次)」策定 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立	職員人権・同和研修実施
2012(平 24)	国連人権高等弁務官事務所「人権諸条約システムの強化のために」を発表 国連開発計画(UNDP)「アジア太平洋地域・人間開発報告2012」発表 世界保健機関(WHO)「認知症:公衆保健の優先課題」報告 国連政治局「性的暴力に関するガイドライン」発表 ユニセフ「子供のための人道的行動2012年」発表	「住民基本台帳法の一部改正する法律」施行(外国人住民の利便の増進) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	第5次遠賀町総合計画基本構想・基本計画策定 遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画(第2次)策定 遠賀町障害福祉計画(第3期)策定 遠賀町高齢者保健福祉計画(第6期)策定 遠賀町人権フェスタ実施 職員人権・同和研修実施

年	国連等の動き	日本の動き	遠賀町の動き
2013(平 25)	国連総会「個人情報保護」決議 国連「性暴力に関するアジア太平洋調査報告」 世界知的所有権機関「視覚障がい者の著作物利用に関する条約」採択 国連安保理「女性、平和と安全に関する決議」採択	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」一部施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 「いじめ防止対策推進法」施行 「子どもの貧困対策に推進に関する法律」制定	遠賀町男女共同参画推進条例施行 遠賀町障害者計画中間見直し 遠賀町人権意識調査実施 職員人権・同和研修実施
2014(平 26)	国連総会「北朝鮮の人権状況報告」 国連経済社会問題局「世界青少年報告」	「障害者の権利に関する条約」批准 「子ども・子育て支援法」施行	遠賀町人権意識調査結果報告 職員人権・同和研修実施
2015(平 27)	国際労働機関（ILO）「ビジネスとマネジメントにおける女性：高まる機運」報告書	「介護保険法」の改正、施行	遠賀町人権教育・啓発基本計画（第2次）策定 遠賀町男女共同参画推進計画（第2次）改訂 遠賀町障害福祉計画（第4期）策定 遠賀町高齢者保健福祉計画（第7期）策定 遠賀町子ども・子育て支援事業計画策定

※ 日本が批准や署名などを行っている主要な人権条約等は、外務省ホームページを参照してください。

外務省ホームページ(日本語) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

※ 遠賀町の総合計画をはじめとする、各種計画等は遠賀町ホームページを参照してください。

遠賀町ホームページ <http://www.town.onga.lg.jp/>

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日 第3回国際連合総会 採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更

する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日（公布）

昭和 22 年 5 月 3 日（施行）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（基本的人権）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障）

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

（請願権）

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

（公務員の不法行為による損害の賠償）

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

（奴隸的拘束及び苦役の禁止）

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

（思想及び良心の自由）

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

（勤労者の団結権及び団体行動権）

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

（財産権）

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

（納税の義務）

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

（生命及び自由の保障と科刑の制約）

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

（裁判を受ける権利）

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

（逮捕の制約）

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

（抑留及び拘禁の制約）

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

（侵入、搜索及び押収の制約）

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

（拷問及び残虐な刑罰の禁止）

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

（刑事被告人の権利）

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- ② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- ③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

（自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界）

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

（遡及処罰、二重処罰等の禁止）

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

（刑事補償）

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

（基本的人権の由来特質）

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守）

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

（憲法尊重擁護の義務）

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日（公布・施行）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

遠賀町人権教育・啓発基本計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行 者：遠賀町

〒811-4392

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 5 1 3 番地

TEL：093-293-1234

